



# 法定相続情報証明

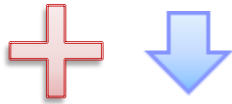


## \* 必要書類のご案内 \*

### 法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付申出

#### [ 1 ] 基本的な添付書類

- ① 申出人（※1）または代理人が作成した「法定相続情報一覧図」
- ② 被相続人（※2）の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本
- ③ 被相続人の最後の住所を証する住民票除票または戸籍の附票
- ④ 相続人全員の戸籍謄本または戸籍抄本
- ⑤ 申出人の住所氏名が記載されている証明書（住民票、戸籍の附票、申出人が「原本と相違ない」旨を記載した運転免許証のコピーなど）
- ⑥ 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載した場合、相続人の住民票または戸籍の附票



以下の場合には、上記 [ 1 ] の書類にプラスして、  
[ 2 ] ~ [ 4 ] 記載の各書面が必要です。

[ 2 ] 代理人（※3）による申出の場合、代理人の権限を証明する書面（委任状ほか）

[ 3 ] 代襲相続（※4）がある場合、被代襲者（被相続人よりも先に亡くなっている本来の相続人）の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本

[ 4 ] 数次相続（※5）が発生している場合、被相続人ごとの「法定相続情報一覧図」

このほかにも書類が必要となる場合があります。

- ※1 申出人になれるのは、相続人と、数次相続（※5）により相続人の地位を承継した方です。
- ※2 被相続人とは、相続される人＝亡くなった人のことです。
- ※3 代理人となれるのは、申出人の法定代理人（親権者、成年後見人等）のほか、相続人の親族または特定の資格者（弁護士、司法書士等）だけです。
- ※4 代襲相続とは、例えば、被相続人の子が被相続人よりも先に亡くなっていて、子の子（被相続人の孫）が相続人となる相続のことです。
- ※5 数次相続とは、被相続人が亡くなったあと、相続人も亡くなり、次の相続が発生しているケースのことをいいます。

#### 〈お問い合わせ先〉

静岡県司法書士会「司法書士総合相談センターしずおか」

☎ 054-289-3704 14:00~17:00（月~金）

〒422-8062 静岡県静岡市駿河区稲川1丁目1番1号

無料面談のご予約 ⇒ ☎ 054-289-3700 9:00~17:00（月~金）

